

改正案	現行
<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十一の二の二（略）</p> <p>十一の二の三 設備規則第四十九条の六の三第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備</p> <p>十一の三〜十一の六の三（略）</p> <p>十一の六の四 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p> <p>十一の六の五 設備規則第四十九条の六の四第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が一の搬送波当たり毎秒一・二二八八メガチップ又は毎秒三・六八六四メガチップのもの</p> <p>十一の七〜十一の十の三（略）</p> <p>十一の十の四 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒三・八四メガチップのもの</p>	<p>（特定無線設備等）</p> <p>第二条 法第三十八条の二第一項の特定無線設備は、次のとおりとする。</p> <p>一〜十一の二の二（同上）</p> <p>十一の三〜十一の六の三（同上）</p> <p>十一の七〜十一の十の三（同上）</p>

十一の十の五 設備規則第四十九条の六の五第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、拡散符号速度が毎秒一・二二八八メガチップのもの

十一の十一～十一の二十 (略)

十一の二十の二 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第四項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十の三 設備規則第四十九条の六の九第一項及び第五項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の二十一～五十二 (略)

五十二の二 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五三三リ秒のもの

五十二の三 設備規則第四十九条の二十八第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備のうち、送信バースト長が五三三リ秒のもの

五十三・五十四 (略)

五十四の二 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第五項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

五十四の三 設備規則第四十九条の二十九第一項、第二項、第六項及び第七項においてその無線設備の条件が定められている基地局に使用するための無線設備

十一の十一～十一の二十 (同上)

十一の二十一～五十二 (同上)

五十三・五十四 (同上)

地局に使用するための無線設備

五十五〜六十二 (略)

2 (略)

(登録の申請)

第三条 法第三十八条の二の二第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十八条の二の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (略)

3 法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜八 (略)

(登録証明機関の登録の更新)

第四条 法第三十八条の二の二第一項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

2 (略)

(技術基準適合証明の審査等)

第六条 (略)

2・3 (略)

4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとする

五十五〜六十二 (同上)

2 (同上)

(登録の申請)

第三条 法第三十八条の二第一項の登録を受けようとする者は、様式第一号の申請書を総務大臣に提出しなければならない。

2 法第三十八条の二第三項の技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一〜四 (同上)

3 法第三十八条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜八 (同上)

(登録証明機関の登録の更新)

第四条 法第三十八条の二第一項の登録を受けた者（以下「登録証明機関」という。）の登録の更新の申請は、登録の有効期間満了前三箇月以上六箇月を超えない期間において行わなければならない。

2 (同上)

(技術基準適合証明の審査等)

第六条 (同上)

2・3 (同上)

4 登録証明機関は、法第三十八条の六第二項の報告をしようとする

るときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 (略)

5| 技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

6| 技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7| 法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8 (略)

9| 技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第十六条 (略)

るときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 (同上)

5| 法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

6| 登録証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜三 (同上)

7| 総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

8 (同上)

(公示)

第十六条 (同上)

2 法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(工事設計認証の審査等)

第十七条 (略)

2・3 (略)

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 (略)

5| 法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者（以下「認証取扱業者」という。）は、法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

6| 認証取扱業者が法第三十八条の二十九において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行

2 法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(工事設計認証のための審査等)

第十七条 (同上)

2・3 (同上)

4 登録証明機関は、法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各別に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 (同上)

5| 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

6| 法第三十八条の二十五第一項の認証取扱業者（以下「認証取扱業者」という。）は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第三号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定無線設備の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

一〜三 (同上)

つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行ふものとする。

8 (略)

9 登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

10 認証取扱業者は、法第三十八条の二十六の規定により当該認証取扱業者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第二十二條 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行ふ。

2 (略)

(承認の申請)

第二十三條 (略)

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

7 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

8 (同上)

9 登録証明機関は、法第三十八条の二十五第一項の認証工事設計に基づく適合表示無線設備が法第三章に定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合していないことを知つたときは、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第二十二條 法第三十八条の二十四第三項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行ふ。

2 (同上)

(承認の申請)

第二十三條 (同上)

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の規定により添付する技術基準適合証明の業務の実施に関する計画を記載した書類には、次に掲げる事項を記載するものとする。

ものとする。

一〜四 (略)

3 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜十一 (略)

(技術基準適合証明の審査等)

第二十五条 (略)

2・3 (略)

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 (略)

5 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

6 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者が法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の規

とする。

一〜四 (同上)

3 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の二第三項の総務省令で定める書類は、次のとおりとする。

一〜十一 (同上)

(技術基準適合証明のための審査等)

第二十五条 (同上)

2・3 (同上)

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次の各別に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 (同上)

5 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項(同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。)について行ふものとする。

6 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜三 (同上)

定により届出を行わなければならない期間は、当該技術基準適合証明を受けた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、技術基準適合証明を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8 (略)

9 承認証明機関による技術基準適合証明を受けた者は、当該技術基準適合証明を受けた特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第三十二条 (略)

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(工事設計認証の審査等)

第三十三条 (略)

2・3 (略)

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項の報告をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 (略)

7 総務大臣は、前項の届出があつた場合において、当該届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものであるときは、その変更の内容を公示するものとする。

8 (同上)

(公示)

第三十二条 (同上)

2 法第三十八条の三十一第四項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(工事設計認証のための審査等)

第三十三条 (同上)

2・3 (同上)

4 承認証明機関は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第二項に規定する報告をしようとするときは、次の各号に掲げる事項を記載した様式第五号の報告書を総務大臣に提出しなければならない。

一 (同上)



- 二 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の種別
  - 三 工事設計認証に係る工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
- 四〜六 (略)

5| 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一〜三 (略)

6| 承認証明機関による工事設計認証を受けた者が法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の規定により届出を行わなければならない期間は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの期間とする。

7| 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、第四項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

8 (略)

- 二 認証工事設計に基づく特定無線設備の種別
  - 三 認証工事設計に基づく特定無線設備の型式又は名称
- 四〜六 (同上)

5| 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、前項各号に掲げる事項（同項第一号に掲げる事項にあつては、工事設計認証を受けた者の氏名又は名称に限る。）について行うものとする。

6| 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、認証工事設計に基づく特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算して十年を経過するまでの間、第四項第一号又は第二号に掲げる事項に変更があつたときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した様式第六号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、当該特定無線設備の取扱いを終了しているときは、この限りでない。

一〜三 (同上)

7| 総務大臣は、前項の届出が第五項の公示の内容に変更を及ぼすものである場合には、その変更の内容を公示するものとする。

8 (同上)

9) 承認証明機関による工事設計認証を受けた者は、法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の二十六の規定により当該工事設計認証を受けた者が表示を付した特定無線設備が技術基準に適合していないことを知つたときは、直ちに、その旨を総務大臣に報告しなければならない。

(公示)

第三十八条 (略)

2 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第四項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(検証等)

第三十九条 (略)

2～7 (略)

8 法第三十八条の三十三第三項の届出をした者(以下「届出業者」という。)は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。

一～三 (略)

9～10 (略)

11 法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に基づき特別特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算

(公示)

第三十八条 (同上)

2 法第三十八条の三十一第六項において準用する法第三十八条の六第三項の公示は、インターネットの利用その他の適切な方法によつて行う。

(検証等)

第三十九条 (同上)

2～7 (同上)

8 法第三十八条の三十三第三項の届出をした者(以下「届出業者」という。)は、法第三十八条の三十三第五項の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した様式第十三号の届出書を総務大臣に提出しなければならない。ただし、同条第三項第五号に係る届出にあつては、第二項第一号及び第二号に係る届出に限る。

一～三 (同上)

9～10 (同上)

11 法第三十八条の三十三第五項の規定により届出業者が届出を行わなければならない期間は、同条第三項の届出に係る工事設計に基づき特別特定無線設備について検査を最後に行つた日から起算





置装信受		
隣接チャネル選択度	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ	
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	
減衰量	標準信号発生器周波数計レベル計	
通過帯域幅	標準信号発生器周波数計レベル計	
感度	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	
度る電波等の限	電界強度測定器又はスペクトル分析器	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
送信速度	低周波発振器オシロスコープ	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○ ○
隣接チャネル漏えい時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	
音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	
総合歪及び雑音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	
総合周波数特性	低周波発振器電力計	

置装信受		
隣接チャネル選択度	低周波発振器標準信号発生器レベル計又はオシロスコープ	
スプリアス・レスポンス	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	
減衰量	標準信号発生器周波数計レベル計	
通過帯域幅	標準信号発生器周波数計レベル計	
感度	標準信号発生器レベル計又は歪率雑音計	
度る電波等の限	電界強度測定器又はスペクトル分析器	
送信速度	低周波発振器オシロスコープ	
搬送波を送信していないときの電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	
漏えい電力又は帯域外漏えい電力	低周波発振器電力測定用受信機又はスペクトル分析器	
隣接チャネル漏えい時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	
送信立ち上がり時間及び送信立ち下がり時間	オシロスコープ又はスペクトル分析器	
音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	
総合歪及び雑音	低周波発振器直線検波器歪率雑音計	
総合周波数特性	低周波発振器電力計	

感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計																			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計																			
局部発振器の 周波数変動	周波数計																			
ゲイニンフア シス特性	低周波発振器直 線検波器																			
総合歪及び雑 音	標準信号発生器 歪率雑音計																			

感度抑圧効果	標準信号発生器 レベル計																			
相互変調特性	標準信号発生器 レベル計又は歪 率雑音計																			
局部発振器の 周波数変動	周波数計																			
ゲイニンフア シス特性	低周波発振器直 線検波器																			
総合歪及び雑 音	標準信号発生器 歪率雑音計																			

注1～19 (略)

イ・ウ (略)

11・11 (略)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 第二から第六までの工事設計書に係る無線局以外の無線局に  
使用するための無線設備の工事設計書

注1～19 (同上)

イ・ウ (同上)

11・11 (同上)

別表第二号 工事設計の様式 (別表第一号一(1)関係)

第一 陸上移動局 (PHSの陸上移動局、狭域通信システムの陸上  
移動局及び5GHz帯無線アクセスシステムの陸上移動局を除  
く。)、携帯局、第2条第1項第1号の4に規定する指令局、  
船舶局、船上通信局、気象援助局、50GHz帯の周波数の電波を  
使用する簡易無線局、同項第1号の15に規定する無線局、同項  
第6号、第6号の2若しくは第6号の3に規定する構内無線局  
、同項第10号の3、第11号の2、第11号の2の2、第11号の5  
、第11号の6から第11号の6の3まで、第11号の9、第11号の  
10から第11号の10の3まで、第11号の13、第11号の14、第11号  
の16、第11号の18、第11号の20、第11号の22、第11号の24、第  
11号の27、第11号の28、第15号、第19号の5、第19号の6若し  
くは第31号の2に規定する基地局、時分割多元接続方式携帯無

線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、符号分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・符号分割多重方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、時分割・周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、シングルキャリア周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局若しくは直交周波数分割多元接続方式携帯無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第16号から第18号まで、第24号、第38号、第44号若しくは第45号に規定する固定局、同項第20号若しくは第20号の2に規定するデジタル指令局、PHSの基地局、PHSの基地局と陸上移動局との間の通信を中継する無線局若しくはPHSの通信設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第25号の4に規定する基地局若しくは携帯基地局、同項第27号に規定する特別業務の局、狭域通信システムの基地局、同項第19号の7、第19号の8、第41号若しくは第43号に規定する基地局若しくは陸上移動中継局、同項第49号若しくは第50号に規定する基地局若しくは直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第53号に規定する基地局若しくは時分割・直交周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局、同項第55号に規定する基地局若しくは時分割・周波数分割多元接続方式広帯域移動無線アクセスシステムの無線設備の試験のための通信等を行う無線局又は同項第61号に規定する基地局若しくは200MHz帯広

(図略)

注1 (略)

2 2の(1)の欄は、電波の型式別に、無線設備系統図に示す出力端子における出力規格の値を記載すること。

(1)・(2) (略)

(3) 無線設備の送信空中線の絶対利得に応じて空中線電力の許容値が規定されている場合であつて、当該許容値が異なる1又は2以上の空中線を使用するときは、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

(記載例) X 7W 20W (17 dBi)  
3. 2W (25 dBi)

3～7 (略)

8 3の(2)の欄は、次によること。

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、G i s (絶対利得) で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第11号の8、第11号の8の2、第11号の19、第20号、第20号の2、第49号、第51号又は第52号の2から第54号の3までに掲げる無線設備 (第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。

帯域移動無線通信設備の試験のための通信等を行う無線局に使用するための無線設備の工事設計書

(同左)

注1 (同左)

2 (同左)

(1)・(2) (同左)

(3) 第2条第1項第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備の空中線電力の許容値が異なる1又は2以上の空中線を使用する場合にあつては、当該許容値ごとにその最大空中線電力と送信空中線の絶対利得の最大値をそれぞれ記載すること。

(記載例) X 7W 20W (17 dBi)  
3. 2W (25 dBi)

3～7 (同左)

8 (同左)

(1) 25.21MHzを超える周波数の電波を使用する無線局のものに限り記載するものとし、G i s (絶対利得) で表示すること。ただし、第2条第1項第1号の4、第10号、第11号、第11号の3、第11号の4、第11号の7、第20号、第20号の2、第49号、第51号、第53号又は第54号に掲げる無線設備 (第2条第1項第1号の4に掲げるものについては、設備規則第49条の7第2号のロの(3)に規定する機能を有するものに限る。)であつて、2以上の空中線を使用する場合にあつては、型式及び構成ごとに上限値のみを記載すること。



(2) (略)

9～12 (略)

第二～第六 (略)

様式第1号(第3条、第4条及び第23条関係)

登 録

登録更新 申請書

承 認 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名。記  
名押印又は署名)

電話番号

登録番号及び登録年月日(注1)

第38条の2の2第1項の登録

電波法第38条の4第2項の登録の更新を受けたいので、下記

第38条の31第1項の承認

のとおり申請します。

記

1～5 (略)

(2) (同左)

9～12 (同左)

第二～第六 (同左)

様式第1号(第3条、第4条及び第23条関係)

登 録

登録更新 申請書

承 認 年 月 日

総務大臣 殿

郵便番号

住 所

(ふりがな)

氏 名(法人にあつては、名称  
及び代表者の氏名。記  
名押印又は署名)

電話番号

登録番号及び登録年月日(注1)

第38条の2第1項の登録

電波法第38条の4第2項の登録の更新を受けたいので、下記

第38条の31第1項の承認

のとおり申請します。

記

1～5 (同左)

注1～7 (略)

様式第6号(第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

(略)

第38条の6第3項

電波法 第38条の29において準用する同法第38条の6第3項  
第38条の31第4項において準用する同法第38条の6第3項  
第38条の31第6項において準用する同法第38条の6第3項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

(略)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(略)

注1～3 (略)

4 技術基準適合証明番号又は工事設計認証番号の最初の3文字は総務大臣が別に定める登録証明機関又は承認証明機関の区別とし、4文字目又は4文字目及び5文字目は特定無線設備の種別に従い次表に定めるとおりとし、その他の文字等は総務大臣が別に定めるとおりとすること。

特定無線設備の種別	記号
(略)	(略)
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	WV
第2条第1項第11号の2の3に掲げる無線設備	DT

注1～7 (同左)

様式第6号(第6条、第17条、第25条及び第33条関係)

(同左)

第6条第6項

特定無線設備の技術基準適合証明等に関する規則 第17条第6項  
第25条第6項  
第33条第6項

の規定により、下記のとおり届け出ます。

(同左)

様式第7号(第8条、第20条、第27条及び第36条関係)

(同左)

注1～3 (同左)

4 (同左)

特定無線設備の種別	記号
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の2の2に掲げる無線設備	WV

(略)	(略)
第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備	Z V
第2条第1項第11号の6の4に掲げる無線設備	E T
第2条第1項第11号の6の5に掲げる無線設備	F T
(略)	(略)
第2条第1項第11号の10の3に掲げる無線設備	B U
第2条第1項第11号の10の4に掲げる無線設備	G T
第2条第1項第11号の10の5に掲げる無線設備	H T
(略)	(略)
第2条第1項第11号の20に掲げる無線設備	I U
第2条第1項第11号の20の2に掲げる無線設備	I T
第2条第1項第11号の20の3に掲げる無線設備	J T
(略)	(略)
第2条第1項第52号に掲げる無線設備	J V
第2条第1項第52号の2に掲げる無線設備	K T
第2条第1項第52号の3に掲げる無線設備	L T
(略)	(略)
第2条第1項第54号に掲げる無線設備	L V
第2条第1項第54号の2に掲げる無線設備	M T
第2条第1項第54号の3に掲げる無線設備	N T
(略)	(略)

(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の6の3に掲げる無線設備	Z V
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の10の3に掲げる無線設備	B U
(同左)	(同左)
第2条第1項第11号の20に掲げる無線設備	I U
(同左)	(同左)
第2条第1項第52号に掲げる無線設備	J V
(同左)	(同左)
第2条第1項第54号に掲げる無線設備	L V
(同左)	(同左)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

1 1枚目

無線局事項書及び工事設計書

		※ 整理番号			
1	申請(届出)の区分 <input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2	無線局の種別コード	3	包括免許の番号
4		欠格事由		<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
5	最大運用数	6		無線設備を設置しようとする区域	
7	開設、継続開設又は変更を必要とする理由	9		包括免許の年月日	
		10		包括免許の有効期間	
		11		希望する包括免許の有効期間	
8	氏名又は届出名称 法人団体の別 <input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体	法人又は団体		12	
		フリガナ		最初の包括免許の年月日	
		コード [            ]		13	
		代表者名		運用開始の予定期日	
姓 フリガナ		名 フリガナ		<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定： _____ <input type="checkbox"/> 免許の日から _____ 月以内の日	
9	住所	フリガナ		14	
		都道府県-市区町村コード [            ]		無線局の目的コード	
		郵便番号		15	
-		電話番号		通信の相手方	
16	電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力				
17	郵便番号		フリガナ		電話番号
	-		都道府県-市区町村コード [            ]		
18	工事設計	無線設備の規格コード	技術基準適合証明の内容及びその証明の有無		
			定格出力	発射可能な電波の型式及び周波数の範囲	
			技術基準適合証明の有無		
				<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
19	備考				

(新)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

2 2枚目(特定無線局(法第27条の2第1号に掲げる無線局に係るものに限る。))に限る。)

20 無線局の区別		※ 整理番号	
21 最大運用数に係る計画等			

(新)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

3 3枚目(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局に制御され、又は監理される場合に限る。)

		22 無線局の区別	※ 整理番号
23 外国の人工衛星の軌道又は位置			
24 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
25 人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
26 人工衛星局の通信の相手方であって陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項			
27 通信の制御に関する事項			
28 業務区域	基本コード [                    ] 付加コード [                    ]		
	基本コード [                    ] 付加コード [                    ]		
	基本コード [                    ] 付加コード [                    ]		
29 備考			



(新)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

5 5 枚目 (V S A T地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

		32 無線局の区別		※ 整理番号	
33 宇宙 通信 概念 情報	人工衛星の名称				
	アップリンク/ ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
	補足事項				



(旧)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

1 1枚目

無線局事項書及び工事設計書

※ 整理番号	
--------	--

1 申請(届出)の区分	<input type="checkbox"/> 開設 <input type="checkbox"/> 変更 <input type="checkbox"/> 再免許	2 無線局の種別コード		3 包括免許の番号		4 欠格事由	<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	5 最大運用数		
6 開設、継続開設又は変更を必要とする理由						8 包括免許の年月日				
						9 包括免許の有効期間				
						10 希望する包括免許の有効期間				
7 氏名又は名称	法人又は団体 フリガナ					11 最初の包括免許の年月日				
	<input type="checkbox"/> 法人 <input type="checkbox"/> 団体	コード [            ]					12 運用開始の予定期日		<input type="checkbox"/> 免許の日 <input type="checkbox"/> 日付指定 : _____ <input type="checkbox"/> 免許の日から _____ 月以内の日	
		代表者名 姓 フリガナ			名 フリガナ		13 無線局の目的コード			
	住所	フリガナ					14 通信の相手方			
都道府県-市区町村コード [            ]										
郵便番号	-			電話番号						
15 電波の型式並びに希望する周波数の範囲及び空中線電力										
16 包括免許人の事務所	郵便番号	フリガナ					電話番号			
	-	都道府県-市区町村コード [            ]								
17 工事設計	無線設備の規格コード	定格出力		技術基準適合証明の内容及びその証明の有無 発射可能な電波の型式及び周波数の範囲				技術基準適合証明の有無		
								<input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		
18 備考										

(旧)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

2 2枚目

19 無線局の区別		※ 整理番号	
20 最大運用数に係る計画等			

(旧)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

3 3枚目(通信の相手方が外国の人工衛星局である場合及び特定無線局が外国の無線局に制御され、又は監理される場合に限る。)

		21 無線局の区別	※ 整理番号
22 外国の人工衛星の軌道又は位置			
23 通信の相手方となる人工衛星局の使用可能期間			
24 人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とする地球局に関する事項			
25 人工衛星局の通信の相手方であつて陸上に開設する移動しない無線局(人工衛星の位置、姿勢等の制御を目的とするもの以外)に関する事項			
26 通信の制御に関する事項			
27 業務区域	基本コード [                    ] 付加コード [                    ]		
	基本コード [                    ] 付加コード [                    ]		
	基本コード [                    ] 付加コード [                    ]		
28 備考			



(旧)

別表第二号の四 特定無線局の無線局事項諸及び工事設計書の様式(第20条の5及び第20条の8関係)

5 5枚目 (V S A T地球局並びに設備規則第45条の21に規定する航空機地球局及び設備規則第49条の24の2に規定する携帯移動地球局の場合に限る。)

		31 無線局の区別		※ 整理番号	
32 宇宙 通信 概念 情報	人工衛星の名称				
	アップリンク/ ダウンリンクの別	回線の使用目的	周波数帯	地球局の形態	配置エリア
	補足事項				